

令和元年度 第2回浦安市地域福祉計画策定委員会議事録（議事要旨）

1 開催日時 令和元年10月30日（水） 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 浦安市役所 4階 S3・S4会議室

3 出席者

（委員）

庄司委員長、植草副委員長、笠井委員、渡邊委員、板山委員、相原委員、
粉川委員、相馬委員、川口委員、鈴木(信)委員、熊川委員、岡崎委員、
鈴木(和)委員、金井委員、高橋(正)委員、上谷委員

（事務局）

【福祉部】 河林次長、町山課長、金子補佐、宇田川

【社会福祉協議会】 牧野課長、佐久間

【㈱サーベイリサーチセンター】 若菜、大木

4 次第

- ・開会
- ・委員長挨拶
- ・議題

（1） 第2次計画の進捗の評価

（2） 基本目標について

（3） 新骨子案について

（4） その他

【配布資料】

資料1 第2次浦安市地域福祉計画 課題等と評価

資料1-2 第2次浦安市地域福祉計画 課題等と評価 集計表

資料2 新総合計画 原案（基本構想・基本計画 第1章～第4章）

資料3 第3次浦安市地域福祉計画 骨子案

資料4 浦安市地域福祉計画 新旧施策体系対照表

資料5 地域・年齢4区分人口及び推計

資料6 計画の位置付け

5 議事要旨

（事務局）

資料1、1-2を用いて第2次浦安市地域福祉計画の課題等と評価について説明。

(委員)

- ・浦安市の出生率は国に比べて低い。子育てに関する目標が第3次福祉計画骨子案から外れているように見えるが、少子化をどう考えているか。

(事務局)

- ・少子化対策は全国的に喫緊の課題である。住民票を浦安市に移し東京都で働く単身者が多いのも、大きな要因になっているのではないか。
- ・福祉計画策定にあたり地域共生を基本的な考え方とし、今回の基本方針は、子どもの事業を特化するのではなく、子ども・高齢者・障がい者を散りばめていく。

(委員)

- ・資料1、1-2にある基本方針1から5の順番は、優先順位を表しているのか。

(事務局)

- ・便宜的な数字で、優先順位ではない。

(委員)

- ・資料1-2中の今後の取り組み方針に「充実、継続」とあるが、これは第3次福祉計画に取り入れていくのか。あるいは、担当課の単なる思いか。

(事務局)

- ・今後の取り組み方針は各担当課の評価であり、考え方として各担当課は充実させていきたいという思いでの回答である。

(委員)

- ・資料1-2中の取り組みにおける評価の基準は、見る人にもわかるように説明されているのか。また「未着手」の理由は。

(事務局)

- ・評価の「計画以上」は、想定以上の成果が出たと担当課が判断したものであり、「未着手」は全て施設整備で、整備の遅れや時期がずれて着手できなかったものである。

(委員)

- ・評価は担当者の主観か。あるいは一般市民の評価も反映されているのか。

(事務局)

- ・担当課の内部評価である。

(委員)

- ・基本方針1の事業数が多いが、委託事業と直接参画している事業の割合は。

(事務局)

- ・数字としては押さえていない。委託事業についても市の所管事業であり、事業に対する評価は担当課の評価である。

(委員)

- ・担当部署が自己点検をして、直轄運営事業も委託事業も責任は市が持つということで理解する。
- ・色々な角度から総合的に評価する 360 度評価という方法もあり、評価のやり方は見直す必要があると思う。
- ・数字での評価は難しいが、客観的な評価だと理解できるものをお願いする。

(事務局)

資料 2 を用いて新総合計画の原案について説明。

(委員)

- ・新総合計画策定にもあるように、福祉計画においても「市民目線」で練っていききたい。

(事務局)

- ・実施計画の中に地域福祉計画に位置付けられている施策も入れていく方向。

(事務局)

資料 3、4 を用いて第 3 次浦安市地域福祉計画の新骨子案について説明。

(委員)

- ・総務省の資料である浦安市の平均所得年収資料と、骨子案中の「生活困窮の状況」の資料があれば背景もわかり、状況を考える素材になると思う。
- ・資料 4 の第 3 次地域福祉計画の施策の方向性 2-(1)に「自己実現の支援」とあるが、「自己実現」のゴールイメージとは。

(事務局)

- ・生活保護は市外に住所がある方や住所不定の方でも浦安市で受けることができるので、所得の数字と生活保護の関連が捉えにくい。
- ・「自己実現」には、ボランティア・地域の子ども・高齢者・障がい者が積極的に参加し共生社会の支え手になるという姿勢と、支え手になっていくことで市民が主体的に参加する社会へと変えていけるものと考えている。

(委員)

- ・次回は具体的に重点施策を提示していただきたい。

(事務局)

- ・重点施策については必要事項であると考えている。

(委員)

- ・資料4の基本方針について、基本方針1は子育てとし、2は障がい者、3は高齢者、4は生活困窮者を対象とするなど、対象を明らかにすべき。

(事務局)

- ・他人事を我が事のように考える意識づくりを進めていくことが大切であることから、最初に意識づくりを置き、次に支え合い、そしてすべての市民が健やかに自分らしく、安心して住んでいられるまちづくりをしていきたいという意図で、基本方針1から5を示している。

(委員)

- ・計画書は、読んで理解し、共感を持ってもらうという冊子なので、もう少し考えても良いかと思う。
- ・基本方針の段階で、具体的に子どもや高齢者等を入れると、方向性の融通が利かなくなる。
- ・地域共生社会と高齢者・子ども・障がい者の両方を念頭に置きながら進めてほしい。

(委員)

- ・資料6で浦安市地域福祉計画は、子ども・高齢者・障がい者の分野ごとの計画と分けてあるが、その意味合いは。

(事務局)

- ・子ども・高齢者・障がい者の個別計画は、具体的な施策内容まで落とし込んだものでその上位計画が地域福祉計画である。

(委員)

- ・分野ごとの個別計画があるので、新しい骨子から抜いたということか。

(事務局)

- ・受け手だけでなく支え手になることで、子ども・高齢者・障がい者を分けないという形を基に個別計画がある。

(委員)

- ・横串を入れたことで見えにくくなっている対象者を「施策の方向」で書き込めば、基本方針であらゆる層が対象となっていることがわかる。

(委員)

- ・第3次福祉計画は理念的なもので、各分野ごとに具体的な計画を立てていくのか。
- ・見えにくさを解消する説明や、各計画の一覧があると理解しやすい。

(事務局)

- ・資料6について、右側が地域に関する具体的施策で、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が作成している計画である。浦安市が作成しているのは地域福祉計画で、その下に子育て・高齢者・障がい者の分野別計画がある。

(委員)

- ・資料6の上部分が各分野に共通する理念でそれを策定委員会で考え、その下に各分野別計画があるのか。

(事務局)

- ・その通り。

(委員)

- ・第2次福祉計画ではあった「子ども」が第3次福祉計画では無いとなると、市民目線で見ればこれで良いか。
- ・すべての事を我が事として取り扱う計画でないといけないので、「施策の方向」では、すべての人が対象であることの表現を。
- ・施策の方向が暗示されるような、具体的な方向付けを。
- ・これまでの計画性が確認できるよう「施策の方向」の中で示してほしい。

(委員)

- ・対象者に横串を入れるような編成や連絡会議はあるのか。

(事務局)

- ・事務レベル等での連携、協力体制はとっている。連携を広めていくことで視点が移るかと思う。

(委員)

- ・市役所の何処で何をやっているのか分からないので、相談窓口を作ってほしい。

(事務局)

- ・平成31年4月から社会福祉課で「総合相談支援室」という相談窓口を設置し、相談先が分からない方はまずこちらで一次的に相談を受けて、色々なセクションが横で繋がりながらサポートをしていく体制をとっている。より拡張、充実したものにしていく計画の骨格になっていけばと思う。

(委員)

- ・高齢者や障がい者が、ここに行けば助けてくれるという所をお願いしたい。

(事務局)

- ・5年前に生活支援窓口を設置し、今後NPO法人や必要な外部とのつながりを拡張で

きないか考えている。

(委員)

- ・市内3か所に6名の地域福祉コーディネーターがいて、高齢者、障がい者等を色々な所にトランスしていただけるが、そうした制度の周知徹底がされていない。
- ・集える場所や参加できる場所の問題があり、出にくい人や障がい者も年代を超えて集える場所や、それを仕掛けることが重要だと思う。

6 傍聴者 傍聴者 2名